

平成十二年政令第三百二十六号

独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄
内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十一年法律第百四号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第三十二条）

第二章 経過措置（第三十三号―第四十四条）

第三十三号 内閣総理大臣は、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（次項において「整備法」という。）附則第二条の第三項の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるときは、その旨及び推薦に係る手続その他必要な事項を官報で公告するものとする。

2 労働組合は、整備法附則第二条第三項の規定により労働者委員の候補者を推薦するとき、当該労働組合が労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を添えなければならない。

第三十四条 別表第一の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

第三十五条 別表第二の表一の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 別表第二の表一の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地、建物、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下この条及び次条において「土地等」という。）のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するもの（財務省の醸造研究所の所属に属する土地等にあつては、財務大臣が指定するもの）に関する権利及び義務

- 二 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務
三 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの
二 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第三欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務
二 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の業務に関し現に国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第四欄に掲げる大臣が指定するもの
三 別表第二の表三の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 別表第二の表三の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地等のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務
二 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち同表の第三欄に掲げる大臣が指定するものに関する権利及び義務

- 三 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの
四 別表第二の表四の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の下欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務
二 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、経済産業大臣が指定するもの
三 別表第二の表五の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- 五 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百二十二号）以下「貿易保険法一部改正法」という。附則第七条第一項第四号に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。
一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に経済産業省の貿易経済協力局貿易保険課、関東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済産業局に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務
二 貿易保険法一部改正法による改正前の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）次条第四項第一号において「旧貿易保険法」という。）による保険事業に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、経済産業大臣が指定するもの
（権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産）

- 第三十六号 別表第二の表一の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
一 前条第一項第一号の規定により指定された土地等
二 前条第一項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表一の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

- 2 独立行政法人国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）附則第五条第二項に規定する政令で定める財産は、独立行政法人国語研究所が承継するものとして前条第二項第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。
3 別表第二の表三の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第三項第一号の規定により指定された土地等
二 前条第三項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表三の第三欄に掲げる大臣が指定するもの
4 貿易保険法一部改正法附則第七条第二項に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利のうち旧貿易保険法第十二号、第十八号、第二十二号、第二十七号、第三十二号、第三十七号、第四十二号、第四十六号及び第五十一号の規定に基づき納付を受ける権利に係る財産
二 前号に掲げるもの以外の貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利に係る財産のうち経済産業大臣が指定するもの
（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

- 第三十七号 別表第三の第一欄に掲げる規定に規定する評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する。
一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員 一人
二 財務省の職員 一人
三 別表第三の第四欄に掲げる独立行政法人の役員（当該独立行政法人が成立するまでの間は、当該独立行政法人に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十五条第一項の設立委員） 一人
四 学識経験のある者 二人
（出資があつたものとされる財産等の評価の方法）

- 第三十八号 別表第三の第一欄に掲げる規定による評価は、当該規定に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。
（省令への委任）

- 第三十九号 前二条に定めるもののほか、別表第三の第一欄に掲げる規定による評価に関し必要な事項は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。
（独立行政法人北海道開発土木研究所の成立時に出資があつたものとされる財産に係る評価）

- 第四十条 独立行政法人北海道開発土木研究所法（平成十一年法律第百一十一号）附則第五条第三項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。
一 財務省の職員 一人
二 国土交通省の職員 一人
三 農林水産省の職員 一人
四 独立行政法人北海道開発土木研究所の役員（独立行政法人北海道開発土木研究所が成立するまでの間は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係る通則法第十五条第一項の設立委員） 一人

- 五 学識経験のある者 一人

2 前二条の規定は、独立行政法人北海道開発土木研究所法附則第五条第三項の規定による評価について準用する。この場合において、前条中「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。  
(追加して出資する財産)

第四十一条 別表第四の上欄に掲げる規定により追加して出資する政令で定める財産は、同表の中欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものとする。  
(国有財産の無償使用)

第四十二条 別表第五の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

2 別表第六の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める国有財産は、同表の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に専ら当該規定に規定する部局又は機関に使用されている同表の下欄に掲げる国有財産とする。

3 前項の国有財産については、通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた別表第六の中欄に掲げる独立行政法人の長となるべき者が当該独立行政法人の成立前に申請したときに限る。当該独立行政法人に対し、無償で使用させることができる。  
(健康保険法等の適用に関する経過措置)

第四十三条 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法(大正十一年法律第七十号)、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)、医療法(昭和二十三年法律第二十五号)、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)、調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国に対しされた許可、承認、登録、登録、指

定その他の処分又は通知その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法、化製場等に関する法律、医療法、電波法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国がしている届出その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。  
(港湾法等の適用に関する経過措置)

第四十四条 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に同表の中欄に掲げる部局又は機関について国が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により港湾管理者とした協議に基づき行為、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定により道路管理者にした協議に基づき行為、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の規定により公園管理者とした協議に基づき行為、海岸法(昭和三十一年法律第一一七号)の規定により海岸管理者とした協議に基づき行為又は河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の規定により河川管理者とした協議に基づき行為若しくは行為であつて、当該独立行政法人の業務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれ、当該独立行政法人に対して港湾法の規定により港湾管理者がした許可(独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校にあつては、当該独立行政法人が同法の規定により港湾管理者とした協議)に基づく行為、道路法の規定により道路管理者がした許可に基づく行為、都市公園法の規定により

公園管理者がした許可に基づく占有、海岸法の規定により海岸管理者がした許可に基づく占有又は河川法の規定により河川管理者がした許可に基づく占有若しくは行為とみなす。  
附則  
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表第一(第三十四条関係)

独立行政法人通信総合研究所総務省の通信総合法(平成十一年法律第六十号)研究	独立行政法人酒類総合研究所財務省の醸造研究法(平成十一年法律第六十号)研究	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法オリンピック記念独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法(平成十一年法律第六十七号)研究	独立行政法人国立女性教育会館女性教育会館法(平成十一年法律第六十九号)研究	独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第六十九号)研究	独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第七十号)研究	独立行政法人国立国語研究所国語研究所法(平成十一年法律第七十号)研究	独立行政法人国立科学博物館科学博物館法(平成十一年法律第七十号)研究	独立行政法人国立科学博物館科学博物館法(平成十一年法律第七十号)研究	独立行政法人国立科学省の金属材料研究(平成十一年法律第七十三号)研究	独立行政法人防災科学技術研究所(平成十一年法律第七十四号)研究	独立行政法人航空宇宙技術研究所(平成十一年法律第七十五号)研究	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成十一年法律第七十六号)研究	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第七十七号)研究	独立行政法人国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館(平成十一年法律第七十八号)研究	独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号)研究	独立行政法人国立健康・栄養厚生労働省の国立研究所法(平成十一年法律第八十号)研究	独立行政法人産業安全研究所厚生労働省の産業法(平成十一年法律第八十号)研究	独立行政法人産業医学総合研究所厚生労働省の産業研究所法(平成十一年法律第八十二号)研究	独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)研究	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)研究	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)研究	独立行政法人肥料検査所法(平成十一年法律第八十六号)研究	独立行政法人農薬検査所法(平成十一年法律第八十七号)研究	独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第八十八号)研究	独立行政法人航空宇宙技術研究所(平成十一年法律第七十五号)研究	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成十一年法律第七十六号)研究	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第七十七号)研究	独立行政法人国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館(平成十一年法律第七十八号)研究	独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号)研究	独立行政法人国立健康・栄養厚生労働省の国立研究所法(平成十一年法律第八十号)研究	独立行政法人産業安全研究所厚生労働省の産業法(平成十一年法律第八十号)研究	独立行政法人産業医学総合研究所厚生労働省の産業研究所法(平成十一年法律第八十二号)研究	独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)研究	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)研究	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)研究	独立行政法人肥料検査所法(平成十一年法律第八十六号)研究	独立行政法人農薬検査所法(平成十一年法律第八十七号)研究	独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第八十八号)研究
---------------------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------	--	-------------------------------	--	---------------------------------------	---	-------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------	--	-------------------------------	--	---------------------------------------	---	-------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

独立行政法人林木育種セン農林水産省の林木 ター法（平成十一年法律第百育種センター 八十九号）附則第二条	独立行政法人さけ・ます資源農林水産省のさ 管理センター法（平成十一年け・ます資源管理 法律第九十号）附則第二条センター	独立行政法人水産大学校法農林水産省の水産 （平成十一年法律第九十二号）附則第二条 （平成十一年法律第九十二号）附則第二条	独立行政法人農業技術研究農林水産省の農業 構法（平成十一年法律第九研究センター、野 菜・茶業試験場、 果樹試験場、畜産 試験場、草地試験 場、家畜衛生試験 場及び農業試験場 及び農産物検査場 農林水産省の農業 研究所（平成十一年法律第九十三号）附則第二条	独立行政法人農業生物資源農林水産省の農業 研究所法（平成十一年法律第九十三号）附則第二条	独立行政法人環境技術農林水産省の農業 研究所法（平成十一年法律第九十四号）附則第二条	独立行政法人農工研究所農林水産省の農業 法（平成十一年法律第九十号）附則第二条	独立行政法人食品総合研究所農林水産省の食品 法（平成十一年法律第九十号）附則第二条	独立行政法人国際農林水産省の国際 研究センター法（平成十一年農林水産省の国際 法律第九十七号）附則第二条	独立行政法人森林総合研究所農林水産省の森林 法（平成十一年法律第九十号）附則第二条	独立行政法人水産総合研究所農林水産省の水産 センター法（平成十一年法律第九十九号）附則第二条	独立行政法人経済産業研究所経済産業省の経済 法（平成十一年法律第九十九号）附則第二条
---	---	--	--	---	---	--	--	--	--	---	---

独立行政法人工業所有権総合 情報館法（平成十一年法律第 二百一十号）附則第二条	独立行政法人産業技術総合研 究所法（平成十一年法律第二 百三十三号）附則第二条	独立行政法人製品評価技術基 盤機構法（平成十一年法律第 二百四十四号）附則第二条	独立行政法人土木研究所法 （平成十一年法律第二百五号） 附則第二条	独立行政法人建築研究所法 （平成十一年法律第二百六十号） 附則第二条	独立行政法人交通安全環境研 究所法（平成十一年法律第二 百七十七号）附則第二条	独立行政法人海上技術安全研 究所法（平成十一年法律第二 百八十八号）附則第二条	独立行政法人港湾空港技術研 究所法（平成十一年法律第二 百九十九号）附則第二条	独立行政法人電子航法研究所 法（平成十一年法律第二百十 号）附則第二条	独立行政法人北海道開発土木 研究所法附則第二条	独立行政法人海技大学校法 （平成十一年法律第二百十二号） 附則第二条	独立行政法人航海訓練所法 （平成十一年法律第二百十三号） 附則第二条
---	---	--	---	--	---	---	---	---	----------------------------	--	--

独立行政法人海員学校法（平国土交通省の海員 成十一年法律第二百十四号）学校 附則第二条	独立行政法人航空大学校法 （平成十一年法律第二百十五号） 附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条	独立行政法人国立環境研究所 法（平成十一年法律第二百十 六号）附則第二条
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人国 立青年の家法附 則第七條第一項	独立行政法人国 立少年自然の家 法附則第七條第 一項	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家	独立行政法人国 立科学省自然の 家
-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

別表第二（第三十五条、第三十六条関係）

一	二	三	四	五
独立行政法人通 信総合研究所法 附則第五條第一 項	独立行政法人通 信総合研究所法 附則第五條第一 項	独立行政法人通 信総合研究所法 附則第五條第一 項	独立行政法人通 信総合研究所法 附則第五條第一 項	独立行政法人通 信総合研究所法 附則第五條第一 項









独立行政法人 交通安全環境 研究所	独立行政法人 海上技術安全 研究所	独立行政法人 港湾空港技術 研究所	独立行政法人 電子航法研究 所	独立行政法人 北海道開発土 木研究所	独立行政法人 海技大学校	独立行政法人 航海訓練所	独立行政法人 海員学校	独立行政法人 航空大学校	国立環境研究 所
国土交通省の 交通安全公害 研究所	国土交通省の 船舶技術研究 所	国土交通省の 港湾技術研究 所	国土交通省の 電子航法研究 所	国土交通省の 道開発土木研究 所	国土交通省の 海技大学校	国土交通省の 航海訓練所	国土交通省の 海員学校	国土交通省の 航空大学校	環境省の国立 環境研究所
独立行政法人交通 安全環境研究所法 則第五條第一項	独立行政法人海上 技術安全研究所法 則第五條第一項	独立行政法人港湾 空港技術研究所法 則第五條第一項	独立行政法人電子 航法研究所法附則 第五條第一項	独立行政法人北海 道開発土木研究所 法附則第五條第一 項	独立行政法人海技 大学校法附則第五 條第一項	独立行政法人航海 訓練所法附則第五 條第一項	独立行政法人海員 学校法附則第五條 第一項	独立行政法人航空 大学校法附則第五 條第一項	独立行政法人国立 環境研究所法附則 第五條第一項